

# 第2次吉岐市 男女共同参画基本計画

～ <sup>とも</sup>男女に築こう自分らしく輝けるまち「吉岐」～

概要版



平成29年3月  
吉岐市

# 計画の位置づけ

この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定される「市町村男女共同参画計画」であり、  
**吉岐市の男女共同参画の推進に関する施策を、総合的かつ計画的に実施するための基本指針となる**もので  
す。

この計画の「基本目標Ⅳ 仕事と家庭の両立ができる環境づくり」は、「女性の職業生活における活躍の推進に  
関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に規定する「女性活躍推進計画」に位置付けます。

この計画の「基本目標Ⅴ 配偶者等に対する暴力のない社会づくり」は、「配偶者からの暴力の防止及び  
被害者の保護に関する法律（配偶者暴力防止法）」第2条の3第3項に規定する「市町村における配偶者か  
らの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（DV基本計画）」に位置付け  
ます。

# 計画の期間

この計画の期間は、平成29年度から平成38年度までの10年間とします。

平成 19年	～	平成 28年	平成 29年	平成 30年	平成 31年	平成 32年	平成 33年	平成 34年	平成 35年	平成 36年	平成 37年	平成 38年
第1次計画期間												
		策定	第2次吉岐市男女共同参画基本計画期間									

◎市民の皆さんへ

吉岐市長 白川 博一



吉岐市の男女共同参画の推進につきましては、平成17年に策定した  
「吉岐市男女共同参画基本計画」を基に、市民の皆様を代表する『吉岐市  
男女共同参画推進懇話会委員』の方々と共に推進活動を行ってまいりました。

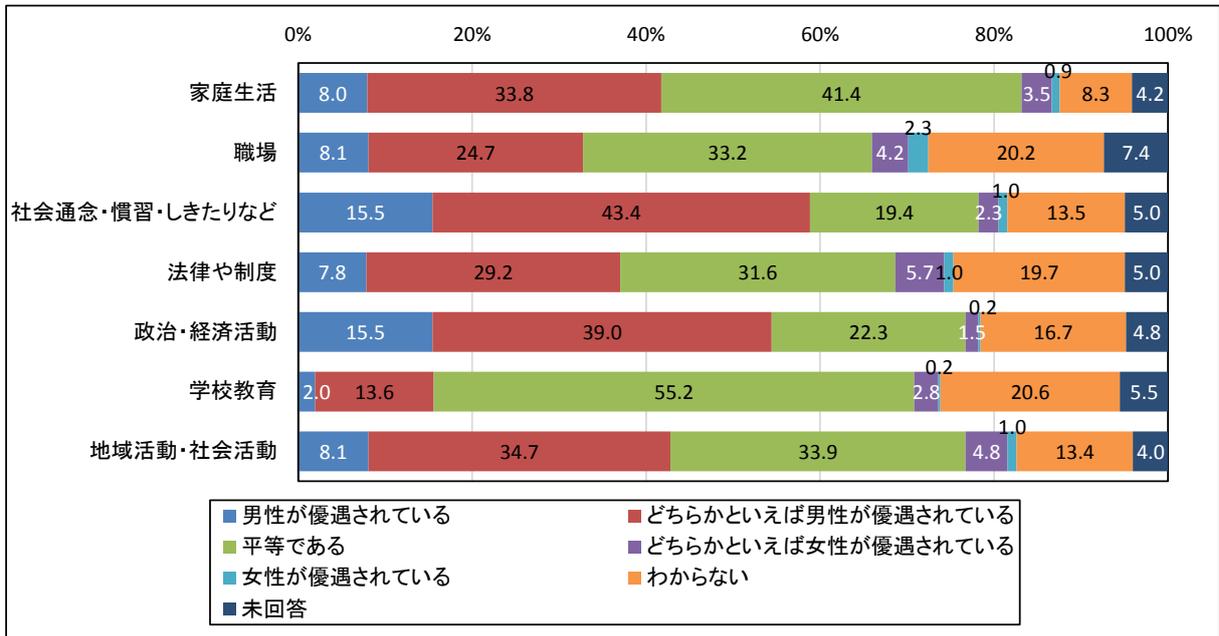
この度、平成28年度末に計画期間の満了時期を迎えることから、これまでの  
取組の成果と課題の検証、市民、事業所、自治公民館の意識調査を行い、人口減少、超高齢化社  
会、変動する社会情勢に対応した男女共同参画の取組を推進するため、「第2次吉岐市男女共同  
参画基本計画」を策定いたしました。

本計画は、「男女（とも）に築こう自分らしく輝けるまち『吉岐』」を基本理念に、5つの基本  
目標を掲げ、さまざまな施策に取り組んでまいります。

本計画を実効性のあるものにするためには、行政はもとより、職場、家庭、学校、地域社会が  
連携、協働により取組を進めていかなければなりません。今後ともなお一層のご理解とご協力を  
賜りますようお願い申し上げます。

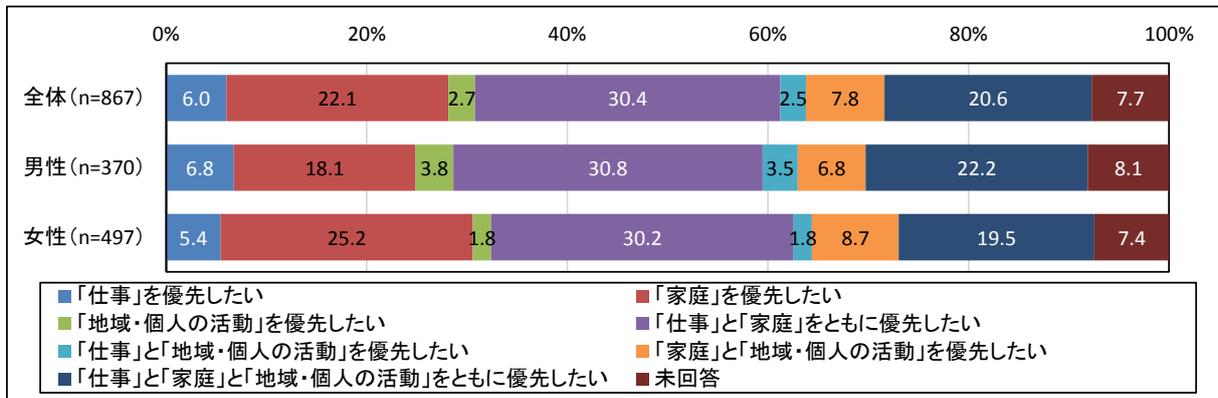
# アンケート調査の結果（抜粋）

市民アンケート調査による男女平等に関する意識では、「学校教育の場」「家庭生活」等において、平等であるという回答が高くなっていますが、「社会通念・慣習・しきたり」「政治・経済活動の場」等では、男性が優遇されているという回答が高くなっています。

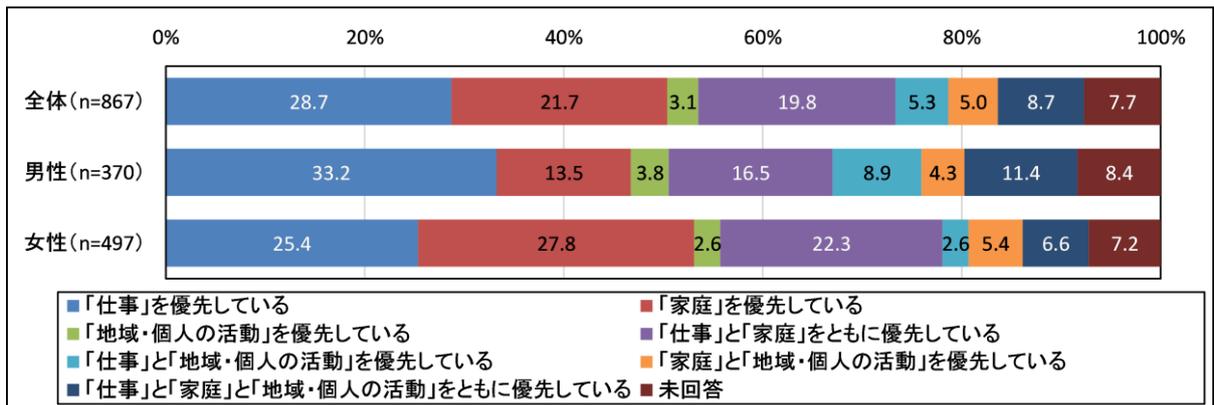


市民アンケート調査による優先したい暮らし方では、理想としては男女ともに「仕事と家庭をともに優先したい」と考えてはいるものの、現実的には男性は「仕事を優先」、女性は「家庭を優先」が多いという結果となりました。

## 【理想】



## 【現実】



## 基本理念

# とも 男女に築こう自分らしく輝けるまち 「苓岐」

「第1次苓岐市男女共同参画基本計画」では、女性も男性も一人ひとりの人権が尊重され、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思により社会のあらゆる分野に共に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う「男女共同参画社会」の実現を目指し、「男女（とも）に築こう自分らしく輝けるまち『苓岐』」の基本理念のもと、施策を推進してきました。

基本理念とは、本計画を推進する上で基軸となるものであり、その実現に向けて各種施策が展開されることが重要であることから、本計画においても「第1次苓岐市男女共同参画基本計画」で定めた基本理念を継承し、引き続き目標の達成に向けた施策を推進します。

### 基本目標Ⅰ

男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

### 基本目標Ⅱ

男女がいきいきと暮らせる社会づくり

### 基本目標Ⅲ

男女共同参画による豊かで活力ある地域づくり

### 基本目標Ⅳ

仕事と家庭の両立ができる環境づくり

(女性活躍推進計画)

### 基本目標Ⅴ

配偶者等に対する暴力のない社会づくり

(DV基本計画)

# 施策の体系

基本理念

基本目標

施策

とも  
男女に築こう自分らしく輝けるまち「吉岐」

基本目標Ⅰ

男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

- 1 男女共同参画への意識啓発
- 2 教育の場における男女共同参画の推進

基本目標Ⅱ

男女がいきいきと暮らせる社会づくり

- 1 安全・安心なまちづくりの推進
- 2 健康な生活を確保できる環境整備

基本目標Ⅲ

男女共同参画による豊かで活力ある地域づくり

- 1 家庭や地域における男女共同参画の推進
- 2 施策・方針決定過程への男女共同参画の推進

基本目標Ⅳ

仕事と家庭の両立ができる環境づくり  
(女性活躍推進計画)

- 1 ワーク・ライフ・バランスの推進
- 2 雇用の場における男女共同参画の推進
- 3 女性の活躍推進と男性の意識改革
- 4 市役所における男女共同参画の推進

基本目標Ⅴ

配偶者等に対する暴力のない社会づくり  
(DV基本計画)

- 1 DVを許さない意識づくりの推進
- 2 安心して相談できる相談体制の整備
- 3 DV被害者の安全確保と自立支援
- 4 関係機関の連携・協力

## 基本目標Ⅰ

## 施 策

### 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

- 1 男女共同参画への意識啓発
  - (1) 市民意識の変革と形成
  - (2) 各種講演会・研修会・講座の開催による意識啓発
  - (3) 市行政における人権尊重の徹底
  - (4) 男女共同参画社会に関する情報収集・提供
- 2 教育の場における男女共同参画の推進
  - (1) 学校、家庭及び地域における男女平等の推進
  - (2) 教育のための情報提供と環境整備

男女共同参画社会を実現するには、男女がお互いの人権を尊重し、価値観やライフスタイルを理解し合い、それぞれの個性や能力を十分に発揮できることが必要となります。

男女の個人としての尊厳を重んじ、男女がそれぞれ一人の人間として能力を発揮できる社会・壱岐市の実現をめざし、男女共同参画について理解を深めるための啓発活動を行います。また、男女共同参画社会の実現に向け、教育環境の整備及び学校教育・社会教育を通じて、男女共同参画の意識づくりを進めていきます。

## 基本目標Ⅱ

## 施 策

### 男女がいきいきと暮らせる社会づくり

- 1 安全・安心なまちづくりの推進
  - (1) 地域ぐるみですすめる安全・安心なまちづくり
  - (2) 男女のニーズの違いを考慮した防災体制の整備
- 2 健康な生活を確保できる環境整備
  - (1) 健康づくりの支援
  - (2) 時代に相応した結婚及び子育て支援
  - (3) 母子保健サービスの拡充
  - (4) 高齢者の自立生活支援のための環境整備
  - (5) 介護を支援するための環境整備

誰もが住み慣れた地域で安全に安心して生活するためには、犯罪に巻き込まれない、災害時であっても安全に避難できるなど、防犯・防災体制の整備が必要です。

また、男女が互いにそれぞれの性の特性を理解した上で、生涯にわたり健康的な生活を営むことができるよう、性や健康に関する正しい知識や情報の提供を行うとともに、様々なシーンに応じた健康支援に取り組み、心身の健康の維持増進を図ります。



## 基本目標Ⅲ

## 施 策

### 男女共同参画による豊かで 活力ある地域づくり

- 1 家庭や地域における男女共同参画の推進
  - (1) 男女が協力しあえる家事・育児・介護等の環境整備
  - (2) 地域活動における男女共同参画の推進
  - (3) 自主的な市民活動への支援
- 2 施策・方針決定過程への男女共同参画の推進
  - (1) 市の施策・方針決定過程への女性参画の拡大
  - (2) 事業所・各種団体等への推進支援

「活力ある地域づくり」の推進には、家庭生活と仕事や地域活動などが両立できる社会の実現が必要です。家庭生活において家族の一人ひとりがお互いを尊重しあい、相互に協力しあえる環境づくりをめざします。

また、男女共同参画社会の実現に向けて、市民の誰もが共通の理解と認識を深め、円滑なコミュニケーションを図るため、地域活動における男女共同参画の促進など市民主体の取組に対する支援や、市の政策や方針決定過程への参画などの取組を積極的に行い、あらゆる分野における女性リーダーの育成や登用をさらに推進し、男女が共に参画する社会づくりを進めていきます。

## 基本目標Ⅳ

## 施 策

### 仕事と家庭の両立ができる 環境づくり

#### 「女性活躍推進計画」

- 1 ワーク・ライフ・バランスの推進
  - (1) ワーク・ライフ・バランスの普及、啓発
- 2 雇用の場における男女共同参画の推進
  - (1) 事業所等に対する啓発活動の推進
- 3 女性の活躍推進と男性の意識改革
  - (1) 仕事と家庭が両立できるための環境整備
- 4 市役所における男女共同参画の推進
  - (1) 市行政における男女共同参画の推進

男女が家族の一員として、その責任を果たしながら仕事を継続することができ、多様でかつ柔軟な働き方を可能とし、互いの人権を尊重し対等なパートナーとして気持ち良く働くことができるよう、市民や事業所に対して啓発や情報提供などを通じたワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。

「女性活躍推進法」がめざす女性が十分に能力を發揮し活躍できるような環境の整備を行うためには、社会全体で子育てを支援する環境づくり、高齢者等が安心して暮らし続けられる介護支援策の充実を図り、育児・介護と仕事が両立できる環境づくりが重要です。

働く場における男女の均等な機会と待遇の確保に向け、既存の固定的な性別による役割分担意識等を解消し、自らの意識と能力に応じて、一人ひとりがいきいきと活躍できる社会の実現をめざします。

## 配偶者等に対する暴力のない社会づくり

## 「DV基本計画」

- 1 DVを許さない意識づくりの推進
  - (1) DV防止に向けた意識啓発
- 2 安心して相談できる相談体制の整備
  - (1) DV被害者支援に関する相談体制の整備
- 3 DV被害者の安全確保と自立支援
  - (1) DV被害者の安全確保のための支援
  - (2) DV被害者の自立に向けた支援
- 4 関係機関の連携・協力
  - (1) 関係機関、団体等との連携の推進

配偶者等からの暴力「ドメスティック・バイオレンス（DV）」は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、いかなる場合であっても決して許されるものではありません。DVが身近にある重大な犯罪であることを認識する中で、「暴力を許さない社会の実現」をめざし、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組とともに、配偶者等からの暴力の防止及び被害者への支援を、関係機関と連携しながら総合的に進めていきます。



## 第2次吉岐市男女共同参画基本計画 概要版

発行 平成29年3月

発行者 吉岐市企画振興部政策企画課市民協働班

〒811-5192 長崎県吉岐市郷ノ浦町本村触 562 番地

TEL 0920-48-1134 FAX 0920-47-4360